

【 保 留 地 処 分 規 程 抜 粋 】

第 3 章 抽 選

(抽選の公告)

第 1 2 条 理事長は、抽選により保留地を処分しようとするときは、予め抽選の 5 日前までに、次の事項を公告するものとする。

- (1) 抽選の日時及び場所
- (2) 処分する保留地の位置、地積及び価格
- (3) 抽選保証金及び抽選心得に関すること
- (4) その他必要な事項

(抽選申込)

第 1 3 条 抽選申込者は、抽選申込書を封かんし期限内に理事長に提出しなければならない。

第 1 4 条 理事長は、監事の立会のもとに公開で、抽選により当選者を定めるものとする。

- 2 理事長は、当選者が決定したときは、直ちに売却決定通知書を交付し、売買契約の期日を指定するものとする。

(抽選申込書の無効)

第 1 5 条 次の各号の 1 に該当する抽選申込書は無効とする。

- (1) 抽選心得書記載の抽選申込無効に該当するもの
- (2) 理事長において有効とすることが適当でないと認め、理事会に諮り決定したもの